

ドラッカー 時代を超える言葉 上田惇生著 上司に成果をあげさせよ

引用文献 『プロフェッショナルの原点』

「現実には企業ドラマとは違う。部下が無能な上司を倒し、乗り越えて地位を得るなどということとは起らない。上司が昇進できなければ、部下はその上司の後ろで立ち往生するだけである」

ドラッカーは、いかにして機能する社会を作り、組織に成果をあげさせ、一人ひとりの人間に自己実現させるかを考えた。すべて、社会的存在としての人間の幸せのためである。そのドラッカーが、上司のマネジメントの仕方を教える。なぜと問うならば、あなたが上司に成果をあげさせることが、組織に成果をあげさせ、全人類の福祉に貢献させるからだに答える。上司にいかに対処するかに悩まない。大勢の人が教えてもらったがっている。ドラッカーの答えは簡単である。仕事で成果を上げている者ならば、皆知っているはずだという。つまり、上司の強みを生かすことである。それが、部下自身が成果をあげる鍵でもあるという。



P・F・ドラッカー

「昇進していく上司の部下になることが、成果をあげるためのベストの方法である」しかし念には念を入れなければならない。自分が行っていることのうち、何が役に立ち、何が邪魔になっているかを直接本人に聞かなければならない。だが、上司を改造し、経営学の教科書に書いてある理想的上司のモデルに仕立て上げようと考えるのはならない。あるがままの上司が、個性ある人間として存分に仕事ができるようにすることが部下たる者の務めである。もう一つ務めがある。上司を不意打ちから守ることである。「ビジネスの世界にうれしくない不意打ちはなく、責任のあることについて不意打ちをされることは、恥をかかされ、傷つけられることになる」からである。

「上司をマネジメントすることが重要であると認識している者が、あまりに少ない。困ったことには、上司にマネジメントを知っている者もあまりいない。上司についてこぼしはしても、彼らをマネジメントしようとする者はさらにいない。しかし、上司のマネジメントはかなり容易である。部下のマネジメントよりもはるかに容易である」

冷暖自治

あれこれ考えるより
自分でやってみる

道元禅師の『正法眼蔵』弁道話に、「証の得否は、修せんもののおのづからしらん」と、用水の人の、冷暖をみずからわきまふるがごとし」とある。『伝燈録』にも見られる。

浅草に慶応二年（一八六六）創業の寿司の名店があります。その五代目主人は、先代から一度も寿司の握り方を教わらなかったそうです。その先代もまた、握り方も仕込みの方法もすべて親方の仕事を見ながら、自分でやってみて体で覚えたそうです。それが店の代々の流儀なのでしょう。

将棋の棋士の世界にも同じようなことが言え、何も教えてくれない師匠のおかげで強くなれたという棋士もいます。師匠が「一局教えてやろ」という意味であったりするそうです。

「冷暖自治（冷暖自ら知る）」とは、水が冷たいか暖かいが、そんなことは人からあだだこうだと説明を聞くより、自分でさわってみればすぐわかることだ、という意味。仏法や禅の真髄というものは、師に教わったり頭で学ぶものではなく、みずからの体験を通して会得し、悟る以外にはないということです。

子供の教育でも同じでしょう。あれこれ知識ばかり与えても、自分で体験させてみなければ本当の知識は身につけません。クローリングの方法をいくらことばで教えても、泳げるようにはなりません。

ふっと心が 禅の言葉

「スモ文庫 かるくなる」

guest

青嶋 宮央 様
・教員、医師、弁護士等「先生」を研修する「先生の先生」です
・社会起業家、教育講演家
・特定非営利活動法人
日本教育養成学会 理事長



4月19日来社

山本 昌幸 様
・早期うつ発見のための診断テストの導入
・介護スクールの開設
・株式会社グローバルライフ代表取締役



4月14日来社

浅野 真吾 様
・メンタルヘルスチェックの開発
・ストレスチェックテストの導入
・外国人向けストレスチェックテストの開発
・富士通ソフトウェア
テクノロジーズ 主任研究員



4月14日来社

遺言書があるのに 『困った！』

その二

司法書士・行政書士
林 清忠事務所 林 清忠

「困った！」遺言書とは？「手続（不動産の登記手続や銀行預金等の解約手続）が出来ない」遺言書のことを言います。

ではなぜ、手続が出来ないのでしょうか？理由として主なものは下記のとおりです。
①民法968条1項の形式どおり書かれていなくて無効。（形式不備）
②内容が不明確で無効。（意味不明）
③遺言執行者を決めていないためすんなり手続ができません。（遺言執行者がいない）

この記述に共通して言えるのは、「自筆証書遺言」であるということです。「公正証書遺言」であれば、①のように形式の不備で無効ということはありません。また、公証人が関与しますので、②のように意味不明ということもありません。さらに、③の遺言執行者についても、証書の作成段階で公証人が指図してくれると思います。

「自筆証書遺言」の場合、手続に用いるには、家庭裁判所で「検認」という手続を経なければなりません。検認がされた遺言書でも、内容が不明確でしたらそのまま手続には使えません。例えば「自宅と駐車場をA男に相続させる。」と曖昧に書いてあった場合、どこまで手続ができるかどうか？は分かりません。もちろん遺産分割調停等の裁判手続に移した場合は、有力な資料になるかと思いますが、やはり、すんなり手続を進めたい場合は、です。また、検認がされた遺言書で且つ、内容が明確であっても、検認は遺言の有効無効を判断する手続ではないため、金融機関によっては、遺産分割協議書の提出を求めるところもあるかもしれませぬ。

次回も、遺言書があるのに『困った！』についてお話しします。



インドネシア共和国
総人口：2億8,764万人（2010年）
公用語：インドネシア語（識字率88.5%/2003年）
宗教：イスラム教（87.2%/2010年）

インドネシアからインドネシア人
送り出し機関の2人のお客様が
鹿島理事長を訪ねて来社。
LPKユニバーサルジャパンコースの、
（写真中）
事業部長のアリス・スティクノ様
（写真向かって左側）
東京駐在・顧問の雨宮輝男様



4月25日来社

元名古屋市長
第二代会知商工連盟協同組合理事長

寺本清光氏を偲ぶ会

昨年4月にご逝去された寺本清光氏の一周忌に、故人の長女政木りか県会議員と鹿島理事長の発案で発起人を募り、白川会館花音にて「寺本清光氏を偲ぶ会」が催されました。会場には故人との親交の深い100名

を越す大勢の人々が集い、清らかな読経の中、列を組んでの焼香が粛々と進みました。遺品や書画の作品に囲まれて故人を偲び、お酒も入る頃には、故人の遺徳や想いで話に花が咲きしばしの時も忘れる様でした。



平成 29 年 4 月 16 日 於：白川会館 花音

幸福相続相談センター

「なごの相談所」でのお話

今月は「最近のお葬式」

相談者
あなた：先生、知人の葬式に行っただけでござい。何か、あったんですか？
なごの：何か、あったんですか？
あなた：葬式なんだけどね、「家族葬」って言うの？身内だけでやるから、最近には会場に入ってくるなっていうんだよ。なんだか寂しいよね。

なごの：「家族葬」って、最近、増えていってるようですが家族以外の方は締め出されちゃうんですか？
あなた：そりゃ違うところもあるかもしれないけど、今回は、一通り済んでから焼香させてくれたよ。
なごの：最近のお葬式は様々なリクエストを聞いてくれるところが増えているらしいですね。

あなた：ヘエー、どんなのがあるの？
なごの：例えば、「宗教色を出してくれるな」とか「好きな歌手の歌を流したい」とかあるらしいですよ。葬式業者も参列者向けに「感謝の意味を込めたサプライズ」を用意しているところもあるとか。

あなた：サプライズ！？
なごの：私も詳しいことは知らないのですが、葬式業者もいろいろなサービスをしなくてはいけないかもしれませんね。

Vol.8

なごの相談所
名古屋市西区那古野
1-13-1
電話 052-565-1501
FAX. 052-565-1502
E-mail.plus-a@mediacat.ne.jp
なんでもお答えします
支配人 山口 徹

あなた：死んじゃった後のサービスをやる葬儀業者が生き残りをかけてるってシヤレにもなんないね。
なごの：そうですね、「しんみり」が嫌だという方もいますしお亡くなりになった方どの思い出が歌謡曲ということもありませぬ。
あなた：賑やかにするの？
なごの：そうですね、「しんみり」が嫌だという方もいますしお亡くなりになった方どの思い出が歌謡曲ということもありませぬ。
あなた：俺だったら、誰にしようかなあ。
なごの：社長、お葬式に歌謡曲を流すのは著作権とかの法的対応が必要になりますから注意してくださいね。

*この会話は、「なごの相談所」での相談や相談者との会話を再現したものです。「あなた」は相談者、「なごの」は相談所スタッフ。あくまでも相談現場の会話の再現です。法律用語を、分かりやすい言葉に換えたり、細かな説明は省略させていただきます。実際の法律の適用においては当相談所、専門家、または各役所へご相談ください。